

第 25 回チーム医療推進のための看護業務検討 ワーキンググループにおける委員の主なご意見

1. 医行為分類（案）について

- 総合評価に関する議論はまだ尽くされていないが、行為分類を行う意味や行為そのものの考え方については理解しやすい資料となったのではないかと。
- 文言や総合評価については、今後も議論して修正を加えればよい。
- 医療現場での行為は、今回の分類対象となった行為しかないわけではなく、機器の進歩や医療自体の展開等も関係するため、今後増えていくこととなると思う。
- 特定行為を今後見直すこととなる審議会が、どのくらい現場を理解しているかが大きな要素となる。

2. 教育内容等基準（案）について

【基本的な考え方について】

- 現案の医行為を全て実施できるようになれば医療を全て担えるというものではないが、今の看護師に追加して教育を行うことで、看護に軸足を置いて医行為を実践できる人が現場では求められている。
- カリキュラムについては議論が不十分であり、更なるつめた議論が必要である。
- カリキュラムについても、これまでも議論してきたので、看護関係の教育者や実際に実践している人等も含めて、一度幅広く意見をもらうこととしてはどうか。

【修業期間について】

- 2年間の課程について、看護の専門性に基づく領域ごとに基準を設定すべきではないか。
- 2年間と8ヶ月の課程修了者は、単なる修業期間の違いではなく、修了者のイメージが全く異なるのではないかと。2年間の課程修了者はジェネラリストのイメージで、8ヶ月間の課程修了者は専門家のイメージである。

【教育内容及び単位数について】

- 2年間の大学院教育のあり方として、各大学院の自由裁量の部分を重視し、最低限必要な内容のみに絞って規定してはどうか。
- 2年間の大学院教育の課程において実施されると想定される教育内容として、適切な単位数及び時間なのか。
- 学生が看護師としての経験を持っているということを踏まえつつ、コアとなる教育内容は何か、更に付加する専門的な教育内容は何かを検討すべきではないか。
- 看護系大学が2年間の養成課程を実施するのだから看護系大学の理解は必須である。このまま任されても困る。

【認定看護師及び専門看護師等との関係について】

- 認証を有する看護師とは医療現場が求めている新たな制度に基づく者であり、現行法下における認定看護師及び専門看護師を含む看護師一般とは異なることを念頭に、必要な教育内容等を検討すべきである。

【課程修了後のOJT等について】

- 認証を与えるのは、課程修了の時点ではなく、卒後教育のOJTも経てきちんとできるようになった時点で認証する等とした方がよいのではないかと。
- 法制上教育しなければ実践できないという論理はもっともだが、生涯教育もある中でどう折り合いを付けていくかを検討すべきである。